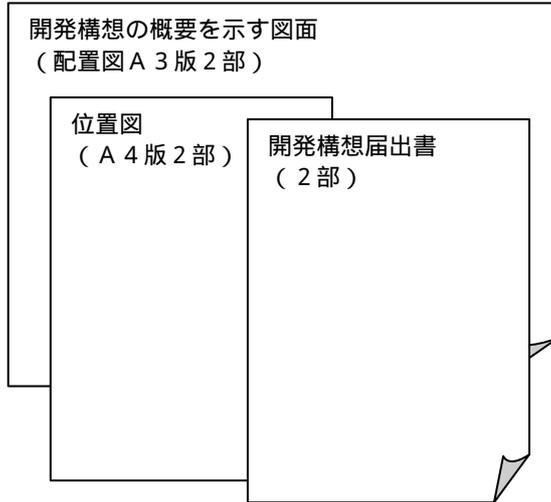


建築確認申請の前に『開発構想届』が必要です。

開発まちづくり条例（開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例）の10月1日施行に伴い、すべての開発事業に対して、建設予定地に関する調査書（調査書）に代えて、「**開発構想届**」が必要です。

提出書類



「**開発構想届出書**」に、必要事項を記入の上、添付図書（2部）を添えて、開発指導課の窓口へ提出して下さい。

書類名		サイズ	部数
・ 開発構想届出書		A 4	2部
・ 位置図	方位、道路、目標となる地物及び地名地番を明示する（都市産業活力総務課で販売している白地図、又は住宅地図をご利用ください。）	A 4	2部
・ 配置図	縮尺、方位、敷地境界線、建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及びし尿浄化槽の位置、 汚水・雨水排水計画 、土地の高低、 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離 並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。 宅地造成工事規制区域内では、敷地断面図（2面以上）を併記すること。	A 3	2部
・ 指定確認検査機関宛封筒			1部
・ 代理者宛封筒(切手を貼ってください。)			1部

手続きの流れ

